



坂出市教育委員会教育委員の選任

1 趣 旨 教育委員会委員 中橋孝彦氏の任期が平成 29 年 9 月 28 日で任期満了となり、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により坂出市議会 9 月定例会に議案を提出し、同意が得られましたので、古田桂子氏を教育委員会委員に任命します。

2 概 要

1. 任命された委員

氏 名	ふるた けいこ 古田 桂子 (49 歳)
任 期	平成 29 年 9 月 29 日～平成 33 年 9 月 28 日

2. 平成 29 年 9 月 29 日以降の教育委員会構成

教 育 長	國重 英二 (くにしげ えいじ)
委 員	齊藤 恵子 (さいとう けいこ)
委 員	高尾 正彦 (たかお まさひこ)
委 員	小川 幸彦 (おがわ ゆきひこ)
委 員	古田 桂子 (ふるた けいこ)

【担当課】

坂出市教育委員会 教育総務課

担当者 香川 浩基

TEL 0877-44- 5026 (内線 520)

FAX 0877-44- 4566





地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（任命）

第 4 条 第 1 項 省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 一 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

（以下省略）

（任期）

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

